

# 障害児等移行支援関連事業について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

令和 8 年 3 月

# 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(概要①)

※「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について(令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知より)」

## 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(令和6年7月)(概要) (令和6年7月2日こ支障第166号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)

別紙2

- 障害児入所施設に入所する児童については、成人期の生活に向けて、関係者による早期からの連携調整を進めるとともに、成人期に相応しい環境への移行に向けた支援の充実を図る必要。
- 令和4年改正児童福祉法(令和6年4月施行)により、移行調整の責任主体の明確化(都道府県・指定都市)と必要な場合に満23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組みを構築。
- 都道府県等を中心に、関係機関が連携して移行支援・移行調整が進められるよう、基本的考え方や取り組むべき内容等について整理。(「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」(令和3年12月)を全面改定)

### 1. 移行支援・移行調整の基本的な考え方

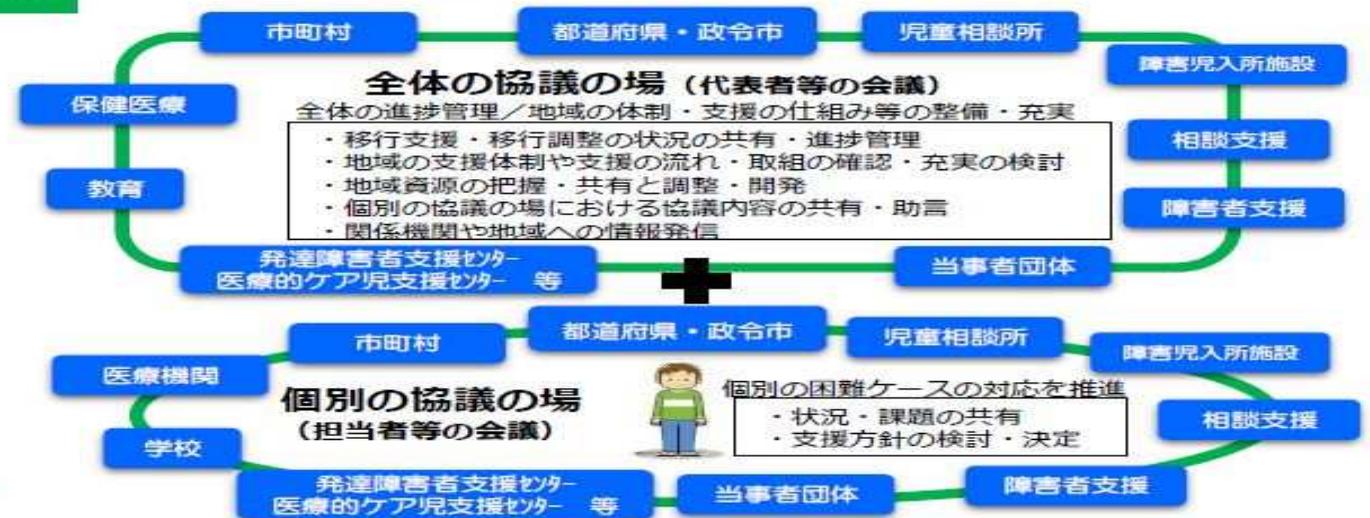
- ・障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、**都道府県等を中心に**、障害児入所施設、児童相談所、市町村、児童相談所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、**計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要**
- ・**入所児童本人の意向が真に尊重されているか**について常に意識をもって対応する必要。**意思形成・意見表明を支援し**、保護者の意向とも調和を図りながら、**入所児童本人の選択を最大限に尊重**することが重要
- ・現時点の暮らしと育ちを充実させながら、日々の生活を通じて徐々に移行先やそこで暮らす方を考えていくことが重要。**入所児童の生活を豊かにさせながら大人になっていくことを支援し、ウェルビーイングを実現していくという観点を持つことが重要**

### 2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組

#### ■ 都道府県・指定都市【移行の責任主体】

- 移行対象者の**状況把握・進捗管理**
  - ・調査等の実施、進捗確認等
- 「**協議の場**」の開催による連携・調整
  - ・関係機関の代表者等による「**全体の協議の場**」で管内の体制や支援の仕組み等を議論
  - ・個別事案の担当者等による「**個別の協議の場**」で個別の困難ケースの対応を議論
- 広域調整・広域連携**
  - ・管内市町村への情報提供や障害福祉サービス等の支給決定に係る広域調整
  - ・他の都道府県等との情報共有、入所児童や移行先に係る広域連携・広域調整
- 満18歳・満20歳までの**移行が困難な場合の給付決定・措置の延長の対応**

#### 「協議の場」の開催イメージ



# 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(概要②)

※「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について(令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知より)」

## 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(令和6年7月)(概要)(続き)

### 2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組(続き)

#### ■ 障害児入所施設【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

○15歳以前からの本人への**意思形成支援・意見表明支援**

○**移行支援計画**の作成と当該計画に基づく**移行支援・移行調整**の実施

本人の状態や希望を踏まえ、関係者が連携して「移行支援計画」を作成し、

当該計画に基づき支援・調整〔シフトワーク配置加算、移行支援関係機関連携加算も活用〕

- ・移行後の生活を見据えた**自立支援**(生活、日中活動、外出、買い物、金銭管理等)
- ・居住や日中活動の**見学・体験**(選択肢の拡大と希望の形成)〔日中活動支援加算も活用〕
- ・**移行希望先**(移行先候補)との**調整、体験利用**〔体験利用支援加算も活用〕
- ・移行先決定後の**移行までの支援**(相談支援事業所等との調整、移行先への支援内容の共有等、権利擁護の対応等)〔地域移行加算も活用〕
- ・**移行後のフォロー**(生活が安定するまでの間、本人への相談援助、移行先への助言等)〔地域移行加算も活用〕
- ・**家族への支援**(本人との関係構築、相談援助、きょうだい支援等)〔家族支援加算も活用〕

※計画作成・更新時等に「移行支援関係機関連携会議」を開催し関係機関と連携・協働

○移行調整が困難なケースへの対応(個別の協議の場を通じ関係機関が緊密に連携して対応)

このほか、入所児童の現在と将来の暮らしに関わる関係機関が、協議の場をはじめ様々な場面で役割を果たすとともに、**緊密に連携して対応**

- 児童相談所【入所児童の状況や支援のフォロー】
- 市町村【体験利用・移行後の生活を支える障害福祉サービスの給付決定、地域生活支援】
- 基幹相談支援センター【移行先選定支援、相談援助】
- 相談支援事業所【移行後の生活を支える障害福祉サービスや支援の調整】
- 地域生活支援拠点等【地域移行支援、緊急対応等の地域生活支援】
- 障害福祉サービス事業所【体験機会、移行後の居住・生活の支援】
- 保健・医療の関係機関
- 教育の関係機関
- 発達障害者支援センター・医療的ケア児支援センター
- 当事者団体 等

### 3. その他

○障害福祉計画・障害児福祉計画と連動させた取組の推進

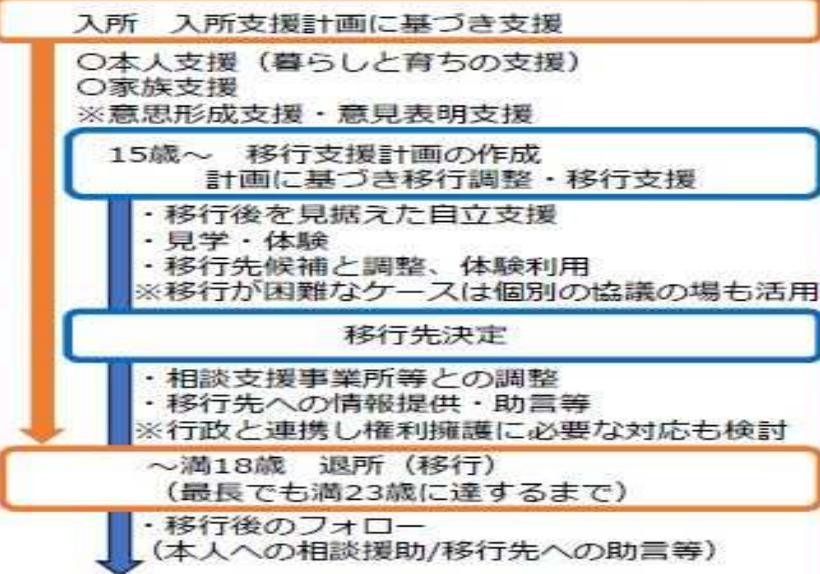
・都道府県等及び市町村においては、協議の場をはじめ、入所児童の移行支援・移行調整の取組について、障害福祉計画・障害児福祉計画に位置付けて、必要な障害福祉サービス等の整備を含め、中長期的な見通しを持って計画的に進めていくこと

○(自立支援)協議会と連携した取組の推進(協議の場との連動、地域の資源開発や計画への反映)

○障害児入所施設の障害者支援施設への転換や併設等の留意点

・児者転換・児者併設などの対応に際しては、障害児者への適切な支援や地域の受け皿の観点から「協議の場」等で丁寧に議論を行うこと

### 障害児入所施設の対応の流れ(イメージ)



# これまでの過齡児移行対策会議における取組・検討内容

## ① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

児童相談所や障害児入所施設の協力を得て、管内の移行対象者(15歳以上)を把握し関係者間の情報共有や進捗管理を行っている。

## ③ 個別ケース会議

令和4年度より、現に18歳を超えていて移行が困難となっている方を対象者とし、課題把握、調整等を行っている。

把握した施策的課題は、対策会議内で議論し課題解決に向けた検討を行っている。

## ② 広域調整

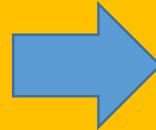
構成員から関係機関・団体等へ働きかけを行う。地域資源(グループホーム等)の情報を共有し、移行支援が円滑に展開できるようなシステム構築を検討している。

## ④ 地域資源開発

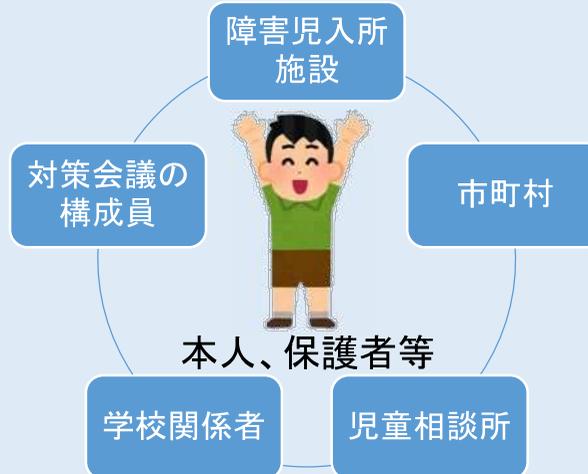
個別ケース会議や対策会議等を通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく。

## 対策会議 ※ 取組イメージ

- ① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理  
・移行困難ケースの選定



## ③ 個別ケース会議



## ② 広域調整

- ・地域資源の情報共有
- ・システム構築の検討
- ・関係団体へ働きかけ



## ④ 地域資源開発

- ・施策的課題を整理
- ・福祉計画へ反映
- ・具体的な取組検討



# これまでの過齡児移行対策会議における検討内容

課題	解決の方向性	今後の取組
<p>1 【受入先を支える体制について】 過齡児の支援が難しく受入れることが困難。</p>	<p>受入先を支える 仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・体験利用の促進 (体験利用補助)</li><li>・マッチング事業 (双方の情報把握)</li><li>・アドバイザー派遣</li><li>・継続した課題把握</li></ul>
<p>2 【情報共有について】 移行調整の際、移行先の空き情報が分からない。 地域や受入れ先の支援者に過齡児の情報がない。</p>	<p>情報共有の様式設定や 仕組みづくり</p>	
<p>3 【児童相談所と市町村の早期連携】 【意思決定支援に必要な体験】 移行前から移行後までの関係機関のつながりが不足している。 本人が自分の将来を考えるために必要な情報や経験が足りない。</p>	<p>市町村と児童相談所の 早期連携 体験の機会を増やすた めの仕組みづくり</p>	
<p>4 【医療型障害児入所施設の移行課題の検討について】 児者併設施設では者施設への移行を前提とした対応がある。</p>	<p>検討に必要な情報につ いて、幅広い関係者から の意見を伺う</p>	

# 障害児等移行促進事業費補助金

## ○ 補助金の目的

障害児入所施設（福祉型・医療型）に入所中の障害児等が、年齢や特性に応じた障害福祉サービスに円滑に移行できるよう、障害福祉サービス事業所等の体験利用等を促進し、適切な療育環境の整備を図るため、障害福祉サービスを提供する施設及び事業所が行う移行支援事業（体験利用等）に要する経費に対し、補助金を交付する。

## ○ 補助内容

障害福祉サービスを提供する事業所等（GH、入所施設、生活介護事業所等）が障害児入所施設に入所する一定の状態にある障害児等の体験利用を受け入れるにあたり、職員加配を行った場合に補助金を交付する。

## 主な補助要件

### 〈受け入れ入所者の要件〉

※ 県又は県所管城市町村から措置、支給決定を受けている入所者のうちいずれかに該当すること

- 障害者総合支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けていて、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」が10点以上の者
- 医療的ケアが必要だと認められる者
- 当該年度4月1日時点で18歳以上の者

### 〈その他の要件〉

- 補助対象児童等に対して、移行支援事業を行うために、追加で職員を配置すること
- 追加職員を、補助対象児童等が利用中、少なくとも2時間/日以上専任で配置すること

# 障害児等移行促進事業「マッチング会議」① **（事業概要）**

## ○ 会議目的

障害児入所施設で生活する障害児者が将来の生活の場について意思決定の幅を広げること、ひいては安心して成人サービス等へ移行できるよう体験利用を促進することを目的として、障害児等と成人サービス事業所等の情報を集約し利用に向けた検討等を行うこととする。

## ○ 構成員の想定と役割

構成員 (各圏域5名程度)	役割
圏域ナビゲーションセンター	(会議前) ➤ 地域の障害者支援施設やGH、通所支援事業所等の情報を集約する。
基幹相談支援センター	(会議後) ➤ 会議で協議されたことの発信と、関係機関と連携し地域への働きかけをする。
知的障害施設協会	(適宜)
その他、GHの関係者等	➤ 障害児等の関係機関から、地域内の事業所等の利用希望があった際は、利用調整が円滑に進むよう、利用調整等の援助を行う。

## ○ その他会議出席者

想定	役割
児童相談所CW	
障害児入所施設職員	➤ 障害児等に関わるものとして、障害児等の人となりや想い、支援状況等の情報を共有する。
その他関係者	➤ 障害児等が、安心して移行ができるよう関係機関と連携を図り、移行調整を進めていく。

# 障害児等移行促進事業「マッチング会議」②（令和6年度取組）

## ○ 会議前

構成員が、障害福祉サービス事業所等の特色等の情報を集約した。

（集約した内容） ※会議後回収

運営法人の名称	施設・事業所名称	所在地	TEL	サービス種別	施設の特色・特記事項	報告圏域
●●法人	●●ホーム	●●市	●●-●●-●●	共同生活援助	●●のため体験先として利用実績あり。 ●●強度行動障害のある方を受け入れしたが、支援困難となり退所となった。	●●
●●法人	●●事業所	●●市	●●-●●-●●	生活介護	●●	●●
●●法人	●●園	●●市	●●-●●-●●	施設入所支援	●●	●●

## ○ 会議

- ・ 構成員が上表に沿って障害福祉サービス事業所等の共有を行った。
- ・ 障害児等の関係者が、支援状況について報告を行った。



障害福祉サービス事業所等の特色や移行を検討している障害児等の支援状況の共有・議論ができたものの、体験利用先とのマッチングまでの議論が難しかった。

### （論点）

会議内では、障害児等の支援状況の共有を工夫（共通のフォーマットを使用）したうえで、支援や関係機関の役割等についてカンファレンスを行い、会議後に体験利用先等の検討をするのはどうか。

# 障害児等移行促進事業「マッチング会議」②（令和7年度取組）

## （会議）

- 障害児等の状況を議題提出票に沿って報告
- 出席者でカンファレンス実施：支援や関係機関の役割等について

## （会議後）

- 構成員：カンファレンスの結果から、障害児等の体験利用先等を提案  
必要に応じて、障害児等関係者へ情報提供（提案書作成）
- 障害児等関係者：関係者間で議論された結果を共有、支援の実施

## （その後の会議）

- 議題提出を行ったケースは、支援経過の報告と更なる支援の検討
- 新規のケースがある場合は、議題提出票に沿って報告をする

# 障害児等成人サービス移行支援モデル事業① (事業概要)

## ○ 事業目的

障害児入所施設に入所する障害児等が18歳を迎えた場合に成人サービス等への移行をする必要がある。成人サービスに移行する際の新生活の場（グループホーム、成人の入所施設等の住まいや日中活動の場等）を共に考えるアドバイザーを派遣し、国及び県版ガイドラインを参考に、障害児等の成人サービスへの移行に際して県条例に定める意思決定支援を行い、本人が望む生活に移行できるよう支援する。

## ○ 事業内容

障害児入所施設に入所する障害児等で成人サービス施設等への移行が困難となっている方を対象に移行支援アドバイザーを派遣（個別ケース会議や体験利用の付き添い）し、本人の意思の実現に向けた移行支援の取組を実施するために、移行に係る支援の助言等を行う。

## 事業対象者

移行支援アドバイザーが支援の対象とする障害児等は、次に掲げる者のうち、その状態像やこれまでの経過等を踏まえ、5名以内とし選定する。

- ① 障害児入所施設で生活している障害児等で、成人サービス等への移行を予定している高校年齢児以上の者。  
(18歳以上の者を含む)
- ② 県児童相談所または県所管城市町村が、措置または支給決定している者。  
(継続的に短期入所している者を含む)

# 障害児等成人サービス移行支援モデル事業②

## ○ アドバイザーの主な活動内容

### 障害児等の支援状況の把握

障害児等の施設での支援状況や課題の把握、個別ケース会議への出席、障害児等が障害福祉サービス事業所等の見学や体験利用を行う際の付き添い等を行う。

### 広域の資源の把握・調整

マッチング会議(障害児等移行促進事業)に出席し、障害児等の移行が想定される障害福祉サービス等の把握や情報交換を行う。

### 個別ケース会議

障害児等が、望むくらしを実現する上で必要なことを、本人、関係者ととともに当事者目線で考える。本人の意思の実現に向け、必要に応じて、本人、関係者に移行に際して必要な助言等を行う。

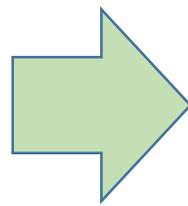
### 意思決定支援

障害児等が望みを実現するためには、障害児等の人となりや希望の理解、実践等が大切である。移行支援において、障害児等の意思が実現できるよう、国、県版GLを参考に意思決定支援を行う。

## ○ 支援業務（取組イメージ）

- 支援対象の障害児等一人につき、移行支援アドバイザー2名を3回～4回程度派遣する。
- 四半期ごとに移行支援アドバイザーと定期ミーティングを実施し、支援状況等の報告や意見交換を行う。

意思決定支援に係る研修等  
(国、県版ガイドライン趣旨説明)



- 障害児等と面会
- 児童相談所、市町村、児施設等における支援経過の把握、課題抽出
- 関係機関と情報交換、支援について確認、検討(個別ケース会議、マッチング会議等)
- **意思決定支援(ヒアリングシート)の作成**
- 移行に係る支援の助言等
- 定期ミーティング(支援状況等の報告や意見交換を実施)

# 障害児等成人サービス移行支援モデル事業③

## ○ 移行支援アドバイザーの参画により期待できる効果

### ① 移行に際して障害児等の意思を見つめなおすことができる

- 国及び県版ガイドラインを参考に、「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」を用いた、意思決定支援の推進。
- 障害児等を含めた関係機関で、本人の意思に即した生活の場の検討。

### ② 第三者視点から、障害児等の支援等の助言が受けられる

- 成人サービスの利用等、将来の生活に即した支援の助言。
- 将来の生活の場や必要な経験等の検討。

### ③ アドバイザー視点からの関係機関の役割の明確化

- 移行に際して、必要な機関の検討。
- 各機関が果たす役割に関して助言、検討。

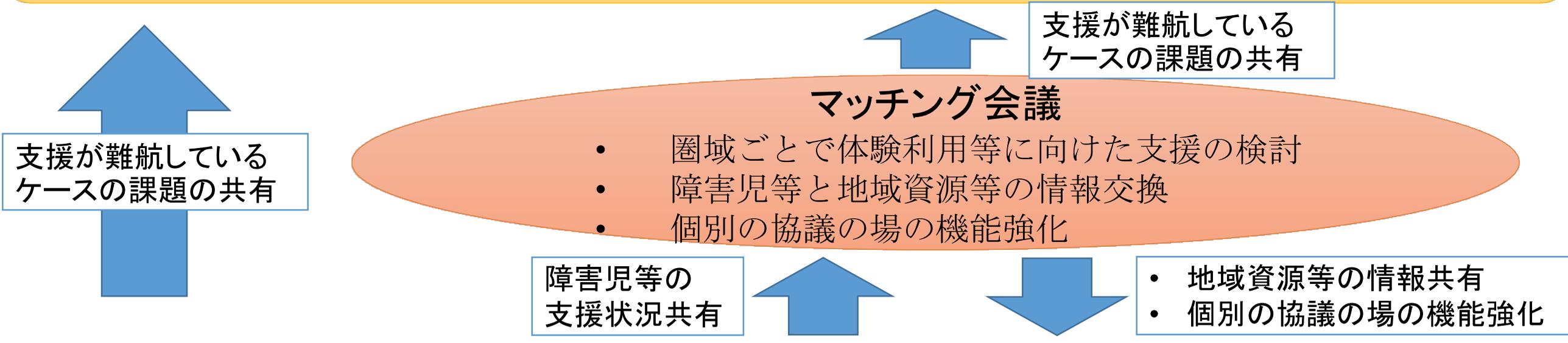


意思の実現に向けた移行支援の議論の活性化、機能強化

# (参考)移行支援の取組の全体像について

## 過齡児移行対策会議(全体の協議の場)

- 移行対象者の把握・情報共有・進捗管理・地域の支援体制や支援の流れ・取組の確認。
- 他取組で把握した課題に対する議論等・支援の充実に向けた検討
- 地域資源開発・障害福祉計画等への反映、施策の検討・各団体への働きかけ



## 個別ケース会議(個別の協議の場)

- 状況、課題の共有
- 支援方針の検討・決定
- 把握した施策的課題は、対策会議内で議論し課題解決に向けて議論を行う。

## 移行支援ADV

- 意思決定支援
- 第三者的視点からの支援の助言等
- マッチング会議への出席

# (参考)移行支援関連加算等①

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
移行支援関係機関連携加算	<p>移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。</p> <p>○ <u>移行支援関係機関連携加算250単位/回(月1回を限度)</u> ※ 移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合</p>
体験利用支援加算	<p>強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等により支援を行った場合の評価を行う。</p> <p>① <u>体験利用支援加算(I) 700単位/日(1回3日まで、2回を限度)・・・①</u> ② <u>体験利用支援加算(II) 500単位/日(1回5日まで、2回を限度)・・・②</u> ※ 強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合。 ① 宿泊施設等(グループホームや短期入所を含む)での体験利用 ② 日中活動(生活介護や就労B型支援を含む)の体験利用</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

# (参考)移行支援関連加算等②

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
家族支援加算	<p>入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。</p> <p>① 家族支援加算(Ⅰ)(月2回を限度) 入所児童の家族等に対して個別に相談援助を行った場合 居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300単位/回 (所要時間1時間未満) 200単位/回 施設等で対面 100単位/回 オンラインによる個別 80単位/回</p> <p>② 家族支援加算(Ⅱ)(月2回を限度) 入所児童の家族等に対してグループでの相談援助を行った場合 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

# (参考)移行支援関連加算等③

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
<b>集中的支援加算</b>	<p>状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。</p> <p><b>① 集中的支援加算(Ⅰ) 1000単位/日</b> ※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。</p> <p><b>② 集中的支援加算(Ⅱ) 500単位/日</b> ※ 指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。 ※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。